

## 行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部改正（案）の概要

### 1 改正の趣旨

県では、行旅病人及行旅死亡人取扱法（以下、行旅法）の施行について行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則（以下、細則）を制定し、必要な事項を定めています。

今般、市町村から県に対する行旅病人の救護又は行旅死亡人の取扱に関する費用の弁償の請求に係る提出書類等の見直しや、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行旅法の改正に伴い、細則を一部改正するものです。

### 2 改正の内容

#### （1）行旅病人及び行旅死亡人に関する費用弁償の請求に係る提出書類について

細則第四条では、行旅病人に係る費用弁償請求の際に、警察官署の証明書を請求書に添付するよう定めていますが、行旅病人の救護を判断する主体は市町村であることから、警察官署の証明書を廃止し、被救護者の住所又は居所及び所持金並びに救護を必要とした理由を記載した書面を添付することとします。

#### （2）行旅法に基づく通知の経由機関について

細則第六条では、行旅法第三条及び第十条の規定による通知は所轄福祉事務所長を経由しなければならないこととしていますが、現状では福祉事務所を通知の経由機関として定める必要性はないため、細則から削除します。

#### （3）行旅死亡人に係る公告料について

令和5年6月16日に交付されたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行旅法についても改正となり、行旅死亡人の状況、相貌、遺留物件その他本人の認識に必要な事項について、新聞紙への公告を廃止し、官報への公告に一本化することになったため、細則別表（第三条関係）の公告料のうち、新聞に係る部分を削除します。

### 3 今後の予定

公布日：令和6年5月（予定）

施行期日：公布日

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前												
<p>(費用弁償の請求)</p> <p>第四条 法第五条及び第十三条第一項の規定による費用の弁償の請求は、請求書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>一 請求内訳書(第二号様式)</p> <p>二 計算書(第三号様式)</p> <p>三 弁償状況調査(第四号様式)</p> <p>四 経費支払証拠書類の写し</p> <p><u>五 被救護者の住所又は居所及び所持金並びに救護を必要とした理由を記載した書面</u></p> <p>六 死体検案書の写し</p> <p>七 死体及び所持金の引取りに関する書類の写し</p>	<p>(費用弁償の請求)</p> <p>第四条 法第五条及び第十三条第一項の規定による費用の弁償の請求は、請求書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>一 請求内訳書(第二号様式)</p> <p>二 計算書(第三号様式)</p> <p>三 弁償状況調査(第四号様式)</p> <p>四 経費支払証拠書類の写し</p> <p><u>五 警察官署の証明書又は死体検案書の写し</u></p> <p>六 死体及び所持金の引取りに関する書類の写し</p> <p><u>(通知の経由機関)</u></p> <p><u>第六条 法第三条及び第十条の規定による通知は、所轄福祉事務所長を経由しなければならない。</u></p>												
<p>別表(第三条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">費用の種目</th> <th style="text-align: center;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>公告料</td> <td>官報一回限りの必要最少限度の実費</td> </tr> </tbody> </table>	費用の種目	限度額	略		公告料	官報一回限りの必要最少限度の実費	<p>別表(第三条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">費用の種目</th> <th style="text-align: center;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>公告料</td> <td>官報又は新聞一回限りの必要最少限度の実費</td> </tr> </tbody> </table>	費用の種目	限度額	略		公告料	官報又は新聞一回限りの必要最少限度の実費
費用の種目	限度額												
略													
公告料	官報一回限りの必要最少限度の実費												
費用の種目	限度額												
略													
公告料	官報又は新聞一回限りの必要最少限度の実費												